

日医発第 1658 号 (情シ)

令和 6 年 12 月 26 日

都道府県医師会 担当理事 殿

郡市区等医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之

(公印省略)

電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について (周知依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

電子処方箋において、日医発第 1621 号 (情シ) 令和 6 年 12 月 19 日「電子処方箋管理サービスの一時停止について・第一報 (周知依頼)」をはじめとして、お知らせしておりました、電子処方箋の発行停止及び、一斉点検につきまして、医療機関、システムベンダー等への周知が図られたことから、下記のとおりサービスを再開する旨とその条件について周知依頼が厚生労働省医薬局総務課より本会宛にまいりました。

電子処方箋を運用している医療機関には点検対応と専用フォームによる報告が求められ、ご対応をいただいたところですが、患者の安全性確保の観点から、電子処方箋を発行する際には、当面の間、ダミーコードを使用しないこととなりました。

しかしながら、現状、医療機関側のシステムは、特定の処方を行う際にはダミーコードを自動的に付与する仕組みになっていることが多いと思われ、その場合、現場の医師の都度の判断でダミーコードの使用を確実に回避することは困難です。

そこで、ベンダーとよくご相談いただき、ダミーコードの使用をシステム的に行わないようにできる医療機関のみ、電子処方箋の発行を再開することとし、それ以外の医療機関におかれましては、電子処方箋管理サービス側の対応が実施されるまで、電子処方箋ではなく、紙の処方箋を発行いただくこととなりました。

貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【再開予定】 令和6年12月27日(金)～

■電子処方箋のみが発行可能となる場合(下記3点を満たす必要があります)

- ・医薬品マスタにおける電子処方箋に用いる医薬品コードの設定やダミーコードを使用せずに電子処方箋を発行できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、厚生労働省への点検報告を完了した場合であり、電子処方箋を発行する場合には、ダミーコードを使用しないようにすること。

- ・調剤を受ける予定の薬局が厚生労働省ホームページで公表されている薬局(点検報告完了)であることを確認した場合

点検報告完了医療機関・薬局リストはこちらに掲載の予定です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushisetsu.html

- ・紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容(控え)の内容の差異等がないか、適時確認を行う。

■電子処方箋は発行可能であるが、処方内容(控え)の発行も必須である場合(下記2点を満たす必要があります)

- ・医薬品マスタにおける電子処方箋に用いる医薬品コードの設定やダミーコードを使用せずに電子処方箋を発行できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、厚生労働省への点検報告を完了した場合であり、電子処方箋を発行する場合には、ダミーコードを使用しないようにすること。

- ・調剤を受ける予定の薬局が受診時点で未定の場合、または、厚生労働省ホームページで公表されていない薬局(点検報告未完了)の場合

それ以外の医療機関におかれましては、国において電子処方箋管理サービスの改修等が行われるまでの当分の間について、紙の処方箋を発行する必要があります。

また、随時最新の情報の案内は、医療機関等向け総合ポータルサイト(<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>)にて、行われるとともに、別途厚生労働省から配布するダミーコード等に関連するインシデント事例等を参考に誤表示の防止対策を実施していただきたいとのことです。

【別添資料】

別添資料については日本医師会ホームページのメンバーズルーム内にある、「おすすめコンテンツ」→「会員向け文書管理システム」

<https://www.med.or.jp/japanese/members/bunso/bunso3.cgi>

(要 日医会員 ID/パスワード) より本文書、

「第1658号 2024/12/26 電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について(周知依頼)」の添付資料をご参照ください。

以上